

○広島修道大学大学院商学研究科履修細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づき、商学研究科（以下「本研究科」という。）の学生の履修について必要な事項を定める。

(単位算定基準)

第2条 各授業科目は、30時間の授業をもって2単位とし、60時間の授業をもって4単位とする。

(履修登録)

第3条 学生は、各学年又は各学期の初めの指定期日までに所定の履修届によって、当該年度履修する授業科目を本研究科長に届け出なければならない。

2 前項による履修登録には、履修確認のための期間を指定する。

3 前2項の規定にかかわらず特に指定する授業科目の履修登録方法については別に定める場合がある。

(履修登録の変更等)

第4条 前条の規定によって登録した授業科目の変更、取消及び追加は、原則として認めない。ただし、教育上特別の事情があると、本研究科委員会において認める場合には、この限りではない。

(学修評価の基準)

第5条 学則第24条に定める学修評価は、次の各号の基準により行い、AA・A・B・Cは合格、Dは不合格とする。なお、Xは評価不能を示す。

(1) AAは、90点以上100点までとする。

(2) Aは、80点以上89点までとする。

(3) Bは、70点以上79点までとする。

(4) Cは、60点以上69点までとする。

(5) Dは、59点以下とする。

第2章 博士前期課程

(社会人学生のコース登録)

第6条 社会人入試によって入学した博士前期課程の学生（以下、「社会人学生」という。）は、研究指導を履修し修士論文を提出するコース（以下、「修士論文コース」という。）、又は課題研究Ⅰ・Ⅱを履修し課題研究論文を提出するコース（以下、「課題研究コース」

という。)のいずれかを選択し、学期の初めの指定期日までに、所定のコース届によって本研究科長に届け出なければならない。

2 コースの変更は、原則として認めない。

(社会人学生の履修)

第7条 特別に指定するものを除き、夜間の時間帯に開講される授業科目を履修できるのは、社会人学生に限る。

2 「課題研究コース」を選択した社会人学生は、1年次・2年次に研究指導を履修することができない。

(課題研究の履修)

第8条 学則第25条第1項に規定されている、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができるのは、社会人学生に限るものとする。

2 「課題研究コース」を選択した学生は、2年次に課題研究Ⅰ・Ⅱ各2単位を修得しなければならない。

(課題研究論文)

第9条 「課題研究コース」の課題研究論文は、前期課題につき1本、後期課題につき1本の計2本を提出しなければならない。

2 課題研究論文は、原則として1課題につき10,000字以上とする。

(履修制限単位数)

第10条 博士前期課程の学生は、1年間に30単位を超えて履修することはできない。また、課題研究コースを選択した社会人学生は、1年間に34単位を超えて履修することはできない。

2 博士前期課程の学生が、第18条に定める学部の授業科目を履修する場合には、これを第1項の単位数に含めないものとする。

(博士前期課程の修了所要単位)

第11条 博士前期課程の学生は、指導教員の担当する研究指導各年4単位、合計8単位及び外国文献研究Ⅰ・Ⅱ、国際コミュニケーションⅠ・Ⅱから4単位を必修とし、このほかに講義科目のなかから18単位以上、合計30単位以上修得しなければならない。ただし、「課題研究コース」を選択した社会人学生は、課題研究Ⅰ・Ⅱ各2単位、計4単位及び外国文献研究Ⅰ・Ⅱ、国際コミュニケーションⅠ・Ⅱから4単位を必修とし、このほかに講義科目のなかから26単位以上、合計34単位以上修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本研究科委員会が特別な事情があると認めた場合、指導教員

の担当する研究指導を1年間で8単位修得することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、長期履修学生の研究指導は修業年限内に合計で8単位修得すればよいものとする。

(コース制)

第12条 本研究科にマーケティング、ビジネスエコノミー、マネジメント及びアカウンティングの4つのコースを設ける。

- 2 各コースの修了要件は、別に定める授業科目を履修し、各コースの演習科目2単位を含む合計26単位以上を修得するものとする。
- 3 コースを修了した者には、コース修了証を与える。

### 第3章 博士後期課程

(履修制限単位数)

第13条 博士後期課程の学生は、1年間に8単位を超えて履修することはできない。ただし、学則第26条第1項ただし書き及び同条第3項ただし書きが定める優れた研究業績を上げた者として本研究科委員会が認めたものは、1年間で研究指導8単位を含む12単位又は研究指導12単位を含む16単位を履修することができる。

(博士後期課程の修了所要単位)

第14条 博士後期課程の学生は、指導教員の担当する研究指導各年4単位、合計12単位を修得しなければならない。ただし、学則第26条第1項ただし書き及び同条第3項ただし書きが定める優れた研究業績を上げた者として本研究科委員会が認めたものは、研究指導を1年間で8単位又は12単位を修得することができる。

(講義科目の履修)

第15条 博士後期課程の学生は、指導教員が必要と認めた場合には、講義科目（本研究科他専攻の講義科目を含む。）を履修することができる。

### 第4章 その他

(既修得単位の認定)

第16条 博士前期課程の学生が、入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本研究科において修得したものとみなすことができる。ただし、研究指導、課題研究Ⅰ・Ⅱについては、既修得の単位で認定することはできない。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、本大学院研究科専攻の授業科目において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。ただ

し、大学院学則第25条第1項に基づき1年で修士論文コースを修了する者は、10単位を超えないものとする。

3 前項により認定された単位は、第11条の修了所要単位に含まれる。

(他研究科、他専攻における授業科目の履修)

第17条 博士前期課程の学生は、指導教員の承認を得たうえで、他研究科又は他専攻の授業科目を15単位まで履修することができる。

2 前項の場合、履修希望科目の担当教員及び当該科目を開講している研究科の長の承認を得なければならない。

3 第1項により修得した単位は、学則第17条から第20条までに定める他の大学院等での履修単位の認定と合わせて15単位を限度に選択科目の修了要件として単位数に含めることができる。

(学部の授業科目の履修)

第18条 指導教員が必要と認めた場合には、博士前期課程の学生は、学部の授業科目を8単位まで履修することができる。この場合、修得した単位は、修了要件の単位に含まない。

2 前項の場合、博士前期課程の学生は、履修希望科目の担当教員及び当該学部長の承認を得なければならない。

3 第1項に規定する授業科目のうち、教育職員免許状申請に関する科目として履修する場合は、科目等履修生として履修しなければならない。

(その他必要事項)

第19条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、本研究科委員会の議を経てこれを定める。

(事務担当)

第20条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第21条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

#### 附 則

1 この細則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前に入学した者については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この細則は、第10条、第12条、第14条第2項、第15条を1998年12月3日に改正し、1999年4月1日から施行する。

3 この細則は、2003年3月6日に第14条を改正し、2003年4月1日から施行する。ただ

し、2002年度以前に入学した者については、施行後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

- 4 この細則は、第5条、第8条及び第10条を2003年6月5日に改正し、2004年4月1日から施行する。
- 5 この細則は、2004年2月9日に第14条第3項を改正し、2004年4月1日から施行する。
- 6 この細則は、第3条第3項を新たに付け加え、第7条第1項、第10条第2項及び第13条を改正し、2005年4月1日から施行する。
- 7 この細則は、あらたに第11条を追加し、以下条文を繰り下げて2006年4月1日から施行する。
- 8 この細則は、第10条第3項を追加し、2011（平成23）年4月1日から施行する。
- 9 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年8月4日に改正し、同日から施行する。
- 10 この細則は、2011年8月4日に第8条及び第10条を改正し、第7条第2項を削るとともに同条第3項・第4項を繰り上げて2012年4月1日から施行する。
- 11 この細則は、2012年11月15日に第7条第3項を削り、第6条第1項、第8条の見出し、第9条第2項、第10条第1項、第13条及び第14条第1項を改正し、第8条に第2項、第8条の次に第9条を新たに付け加え、以下条数を繰り下げ、繰り下げ後の第14条の次に第15条を新たに付け加え、以下条数を繰り下げて、2013年4月1日から施行する。ただし2012年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 12 この細則は、2013年2月7日に第1条、第3条第1項、第4条、第6条第1項、第11条第2項、第12条の見出し、同条第1項、同条第2項、第13条、第14条、第17条第2項及び第19条を改正し、第12条第3項を新たに付け加え、2013年4月1日から施行する。ただし2012年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 13 この細則は、2013年6月6日に第3条第1項を改正し、2013年4月1日から施行する。
- 14 この細則は、2013年11月7日に第5条を改正し、2014年4月1日から施行する。
- 15 この細則は、2014年3月6日に第3条第1項を改正し、2014年4月1日から施行する。
- 16 この細則は、2015年9月3日に第20条を改正し、2015年10月1日から施行する。
- 17 この細則は2017年3月1日に第5条を改正し、2017年4月1日より施行する。ただし、2016年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。

18 この細則は、2019年3月1日に第18条第1項を改正し、第18条第3項を追加し、2019年4月1日から施行する。ただし、2018年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

19 この細則は、2021年1月6日に第16条第2項、第17条第1項、第3項を改正し、2021年4月1日から施行する。ただし、2020年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

20 この細則は、2021年4月28日に第16条第2項及び第3項を改正し、2021年4月1日に遡って施行する。ただし、2020年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。